

一本の水路ブランド認証事業実施要綱

平成 30 年 4 月 1 日 制定

令和 5 年 5 月 1 日 改正

(目的)

第 1 条 この要綱は、日本遺産「一本の水路」プロモーション協議会（以下「協議会」という。）が日本遺産として認定された「未来を拓いた「一本の水路」—大久保利通“最期の夢”と開拓者の軌跡 郡山・猪苗代—」のストーリーにおける「挑戦」、「多様性」、「共生」のイメージに深く関連付けられる優れた商品や、優れた取り組みを行っている団体等をブランド認証することにより、各種団体等と協働で日本遺産ストーリーの普及啓発と日本遺産魅力発信を推進し、地域の活性化に資するとともに、ブランド化を通じて日本遺産ストーリー及びそのイメージを次世代へ継承することにつなげることで、シビックプライドの醸成に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ該当各号に定めるところによる。

- (1) 産品部門 地域で生産され、製造され、開発され、又は加工された一次産品、加工品、工芸品、工業製品及び飲食店メニューをいう。
- (2) 活動部門 宗教活動、政治宣伝活動、選挙運動を除く地域資源を活用した地域活性化や地域の課題解決に向けた取組、地域の特性を生かしたまちづくりの取組、地域の魅力を高めるための取組等の優れた取組をいう。
- (3) 事業者 農業、商業、工業等や優れた取組を営むもの又はこれらのもので組織する法人その他の団体であって、地域内に事業所を有するものをいう。
- (4) 地域 郡山市、猪苗代町、須賀川市、本宮市の区域をいう。

(申請資格)

第 3 条 一本の水路ブランドの認証の申請を行うことができる者は、地域内に事業の拠点を有する事業者とする。

(認証基準)

第 4 条 協議会は、一本の水路ブランドの認証の審査に当たり必要な基準（以下「審査基準」という。）を別に定める。

- 2 協議会は、必要があると認められるときは、審査基準を変更することができる。

(認証申請)

第 5 条 一本の水路ブランドの認証を受けようとする事業者等は、一本の水路ブランド認証申請書（様式第 1 号）に宣誓書（様式第 2 号）を添えて協議会へ提出するものとする。

(認証審査)

第 6 条 協議会は、前条の申請があった場合は、その審査を日本遺産「一本の水路」プロモーション協議会運営部会（以下「運営部会」という。）の審査に付するものとする。

- 2 運営部会は、第 4 条に規定する審査基準に基づき審査を実施するものとする。

(認証の決定等)

第7条 協議会は、前条による運営部会の審査結果により、一本の水路ブランドとして認証することを決定する。

2 協議会は、一本の水路ブランドの認証結果について、一本の水路ブランド認証結果通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

3 協議会は、第1項の規定により一本の水路ブランドの認証を受けたもの（以下「認証者」という。）に、一本の水路ブランド認証書（様式第4号）（以下「認証書」という。）を交付する。

（認証の公表）

第8条 協議会は、認証した産品部門や活動部門について、次に掲げる事項を公表するものとする。

(1) 認証した産品部門や活動部門の名称

(2) 認証者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる所在地。）

（認証者に対する協議会の支援）

第9条 認証者は、認証された産品部門や活動部門に別に定める一本の水路ブランド認証ロゴマーク（以下「認証ロゴマーク」という。）を表示することができる。

2 協議会は、認証された産品部門や活動部門に関する情報の積極的な発信等の支援を行うものとする。

（認証された産品の受託販売）

第9条の2 協議会は、認証者が希望するときは、認証された産品について受託販売を行うことができる。

2 協議会は、前項の受託販売を行うときは、手数料としてその売上高に対して15%以内の金額を徴収することができる。

3 前2項に定めるもののほか、受託販売に関し必要な事項は、別に定める。

（認証の有効期間）

第10条 認証の有効期間は、認証した日から2年を経過した日の属する年度の3月31日までとする。

（認証の更新）

第11条 認証者は、第10条に規定する認証の有効期間が満了する場合において引き続き認証を受けようとするときは、当該有効期間が満了する日の1か月前までに、一本の水路ブランド認証更新申請書（様式第5号）を協議会に提出しなければならない。

2 協議会は、前項に規定する申請書の提出があつた場合は、その内容を審査し、引き続き認証することが適当であると認めるときは、一本の水路ブランド認証更新決定書（様式第6号）により認証者に通知するものとする。

3 更新後の認証の有効期間は、第10条の規定を準用するものとする。

（認証内容の変更）

第12条 認証者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに一本の水路ブランド認証事項変更届出書（様式第7号）により協議会に届け出なければならない。

(1) 認証者の氏名又は住所を変更したとき。

- (2) 認証された産品部門や活動部門の名称を変更したとき。
- (3) 認証された産品部門の規格、形状等や活動部門の内容を著しく変更したとき。
- (4) その他申請書の記載事項に変更が生じたとき（軽微な変更を除く。）。

(認証の取消し)

第13条 協議会は、認証された産品部門や活動部門又は認証者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認証を取り消すことができる。

- (1) 認証を受ける要件又は資格を欠くに至ったとき。
- (2) 認証基準に適合しないと認められたとき。
- (3) 虚偽の申請により認証を受けたとき。
- (4) 認証された産品部門や活動部門を1年以上中止又は廃止したとき。
- (5) 認証者による取消しの申出があったとき。
- (6) その他一本の水路ブランド認証事業の運用に重大な支障を及ぼす行為があったとき。

2 協議会は、前項の規定により認証を取り消した場合は、一本の水路ブランド認証取消通知書（様式第8条）により当該認証者に通知する。

3 第1項の規定により認証の取消しを受けた認証者は、直ちに認証ロゴマークの使用を中止するとともに、認証書を協議会に返還しなければならない。

4 協議会は、認証の取消しを行ったときは、その対象となる産品部門や活動部門、認証者を公表するものとする。

5 第1項の規定により認証の取消しを受けた認証者は、取消しを受けた日から2年を経過しなければ、新たな認証の申請をすることができない。

(認証者の責務)

第14条 認証者は、一本の水路ブランドの情報発信を積極的に行うとともに、認証された産品部門や活動部門の質の維持に努めなければならない。

2 認証者は、認証された産品部門や活動部門に係る事故や苦情等（以下「事故等」という。）が発生した場合は、その旨を速やかに協議会に報告するとともに、当該事故等の解決に向けて誠実に対処しなければならない。

3 協議会は、事故等の報告を消費者や地域住民等から受けた場合は、認証者に対し速やかにその内容を通知することとし、認証者はこれに誠意を持って対応し、その状況を協議会に報告しなければならない。

(損害に対する責任)

第15条 協議会は、一本の水路ブランド認証に関して発生したいかなる損害及び損失に対しても一切の責任を負わない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。